

資料提供	
令和 5 年 4 月 1 7 日	
担当課	財政課
担当者	上野・亀井
電 話	073-441-2160

令和 4 年度包括外部監査人の知事表敬について

令和 4 年度包括外部監査人が下記の日程で知事を表敬訪問されますので、お知らせします。

記

- 日 時 令和 5 年 4 月 2 0 日（木） 1 4 : 3 0 ~ 1 4 : 4 5
- 場 所 県庁本館 3 階 知事室
- 訪問者 令和 4 年度包括外部監査人 纈纈^{こうけつ} 和雅^{かずまさ} 氏（公認会計士）

<参考>

地方自治法第 2 5 2 条の第 5 項に基づき、包括外部監査人から 3 月 3 1 日に提出された報告書の概要は下記のとおりです。なお、報告書は後日、監査委員より公表（県報登載）されます。

1 選定した特定の事件（テーマ）

農業振興に関する財務事務の執行について

2 監査の結果

区分	定義	件数
指摘	是正・改善を求めるもの	0 件
意見	経済性、効率性、有効性の観点から見て県の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解	1 6 件

意見の主な内容（監査人が質的に重要と考える事項）は別紙のとおりです。

意見の主な内容（監査人が質的に重要と考える事項）

○長期総合計画に基づいた事業の決定について（意見）

長期総合計画において示された目標の達成に向けて、計画期間にわたって年度ごとのバランスを図り、全体的に整合がとれた事業の計画・展開がなされていることが伝わるよう工夫することが望ましい。

なお、実務上、長期総合計画と事業を決定するタイミングが同時期ではない場合もあることから、長期総合計画と事業が全て紐付くことは難しいものの、各事業が長期総合計画での指標（KPI）にどう寄与するかを明確にして、実施した事業の成果を事後的に評価できるようにすることが求められる。

○事務事業評価の公表について（意見）

県が主体的に実施する県費による事務事業については、一定の基準を設けて、質（目的や内容）・量（金額）の観点から重要性のある事業については事業評価を行い、県民に対して事業の成果等を説明する責任を果たすべきである。

○事業評価の期間について（意見）

農業の施設整備補助は、施設整備をもって生産高（取引高）を増やすといった目的で行われることが一般的であり、施設整備の実施は「実績」ではあるものの、目的において「成果」とは言えない。

特に農業の場合、生産にかかわる成果を得ようとすれば相当の時間を要する場合があるので、補助事業については、事業目的の達成に値する「成果」を定義し、指標を設定するとともに、補助期間にとらわれず、事業内容に応じて、成果を測定するに適した期間をもって評価する必要があると考える。

○事業予算の効果的なあり方について（参考意見）

令和3年度決算のうち農林水産部の歳出額は、県全体の4.0%であり、また、現行の予算を見ると、農業振興のための補助事業費は農林水産業に関する全事業の6割以上であるが、国庫補助金を主たる財源としている。現状の事業予算のあり方が、県の基幹産業である農業の振興・維持・発展を見据えた最適なものであると、県民に対して客観的に説明できるかどうか検討する余地はあると考える。